

○はじめに

1 子ども・子育て会議について

子ども・子育て支援法第77条第1項各号に基づく子ども・子育て会議の所掌事務は次のとおりとなります。

- (1) 特定教育・保育施設（認定こども園、幼稚園、保育所）の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (2) 特定地域型保育事業（小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育）の利用定員の設定に関して意見を述べること。
- (3) 子ども・子育て支援事業計画の策定・変更に関して意見を述べること。
- (4) 子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的な推進に関し必要な事項及び当該施策の実施状況を調査審議すること。

2 今後の審議について

平成26年度においては、子ども・子育て支援事業計画の策定に関し審議を頂きました。平成27年度以降の子ども・子育て会議における審議は、次の事項となります。

- (1) 「滝沢市子ども・子育て支援事業計画」の実施状況の点検・評価等に関すること。
- (2) 市の子ども・子育て支援に関する施策の推進に関すること。
- (3) 特定教育・保育施設等が新設される場合の利用定員の設定に関すること。
(既存施設の利用定員変更を除く。)
- (4) 子ども・子育て支援事業計画の変更に関すること。

※(3)、(4)については、該当する事由が生じた場合となります。

◆滝沢市子ども・子育て支援事業計画の実施状況について

○基本目標 1 子ども・子育て家庭を支援する環境づくり

(1) 施設型給付の充実

【施策の方向性】

篠木・滝沢・鶴飼小学校区の2号認定（保育を必要とする3～5歳児）と3号認定（保育を必要とする0～2歳児）の1～2歳児においては、計画期間中に不足が見込まれていますが、既存施設の認可定員の見直しや私立幼稚園の認定こども園化による受け入れをすることで対応していきます。

そのため今後は、幼稚園・保育所の空き状況や認定こども園への意向等を考慮しながら、区分ごとの定員数の適正配分を検討していきます。

また、新しい制度が定着することにより更なるニーズの変化も予想されるため、中間年である平成29年度を目途に、市内の需要動向を踏まえながら必要に応じて確保方策を見直していきます。

【教育・保育施設の現状】

○待機児童等の推移

		H25.4	H25.10	H26.4	H26.10	H27.4	H27.10	H28.4
待機児童数		0	18	8	5	1	17	33
該当 年齢	0歳	0	11	0	3	0	11	4
	1歳	0	3	8	2	1	5	21
	2歳	0	4	0	0	0	1	8
※入所保留数		118		115		43		130

※他に入所可能な保育所があるにも関わらず、特定の保育所を希望し、保護者の私的な理由により待機している場合には、待機児童には含めない。

※入所保留数＝待機児童も含め広い意味で入所を待っている児童

・特定の保育所を希望し待機している場合や、転園希望や求職中で入所基準を十分に満たしていない場合も含め、国の待機児童の定義には該当しないが、保育所の入所を希望し入所保留となっている児童。

○保育所入所率、運営委託料の推移

	H25	前年比	H26	前年比	H27	前年比	H28	前年比
保育所数	14	0	15	1	15	0	15	0
利用定員数	1,128	0	1,218	90	1,270	52	1,270	0
入所児童数 ^a	1,370	△17	1,433	63	1,485	52	1,510	25
就学前児童数 ^b	3,180	23	3,135	△45	3,097	△38	3,014	△83
入所率 a/b	43.1	△0.8	45.7	2.6	47.9	2.2	50.1	2.2

(円)

		H25	H26	H27(見込み)	前年比
保育所運営委託料		1,307,836,180	1,336,077,570	1,765,450,690	429,373,120
財源内訳	国(1/2)	398,521,885	395,424,750	560,437,000	165,012,250
	県(1/4)	199,260,942	197,712,375	298,609,000	100,896,625
	保育料	336,647,345	337,804,075	274,269,000	△63,535,075
	一般財源	373,406,008	405,136,370	632,135,690	226,999,320
児童1人当り		954,625	932,364	1,188,856	256,492
保育園1園当り		93,416,870	89,071,838	117,696,712	28,624,874

【主な取組の状況】

- ・運営法人の協力により、既存の保育施設2園の定員増が図られ、平成27年4月1日

時点で前年度と比較して52人の利用定員が拡大されました。

- 子ども・子育て支援新制度における保育料の設定に当たっては、子育て世帯の負担軽減のため、現行の負担水準の引き下げを行い、平成27年4月から保育料の軽減を図りました。
- 運営法人から既存の保育施設の増築、建替等による定員増の相談を受けており、実施に向けて助言や指導を随時行っています。

(2) 地域型保育給付の充実

【施策の方向性】

教育・保育施設による対応に加え、子ども・子育て家庭にとって身近な地域における保育の利用を確保する観点から、地域の保育ニーズの動向を踏まえながら、地域型保育の充実に努めます。

◇地域型保育事業

- 小規模保育（利用定員6人以上19人以下）
- 家庭的保育（利用定員5人以下）
- 居宅訪問型保育
- 事業所内保育（従業員のほか、地域において保育を必要とする子どもに保育を提供）

【主な取組の状況】

- 現在のところ市内において、地域型保育事業を実施する予定はありませんが、地域の保育ニーズの動向を踏まえながら検討していきます。

(3) 児童手当給付事業

【施策の方向性】

次世代の社会を担う子ども一人ひとりの育ちを社会全体で応援する観点から、中学校終了までの子どもを養育している親等に対し児童手当を支給します。

【主な取組の状況】

- 引き続き実施します。

	H26	H27(見込み)
延べ人数	87,958	87,157
支給額	982,115,000	972,760,000

○基本目標 2 子どもが明るく心豊かに育つ環境づくり

(1) 地域子ども・子育て支援事業の充実

【施策の方向性】

○対象事業

- ①延長保育事業
- ②子育て短期支援事業
- ③地域子育て支援拠点事業
- ④一時預かり事業
- ⑤病児・病後児保育事業
- ⑥ファミリー・サポート・センター事業
- ⑦利用者支援事業
- ⑧乳児家庭全戸訪問事業
- ⑨養育支援訪問事業
- ⑩妊婦健康診査
- ⑪放課後児童クラブ

多様なニーズに対応した保育サービスの提供や子育てに関する情報提供、養育についての相談対応や助言等を行うため、上記事業について引き続き実施・充実を図っていきます。また、新制度により新設された利用者支援事業については、市内4か所の子育て支援センターでの実施について検討していきます。

【主な取組の状況】

- ・多様な保育ニーズに対応したサービスを提供し、子育て世帯への支援を充実するため延長保育事業、一時預かり事業、病児・病後児保育事業を実施しています。
- ・すべての乳児のいる家庭に保健師等が訪問し、子育てに関する情報の提供、養育についての相談対応や助言を行っています。また、訪問等により把握した養育の支援が必要な児童・保護者に対しては、相談員が引き続き訪問し、養育に関する相談、助言を行っています。
- ・放課後児童クラブについては、ニーズ調査の結果では既存の施設の供給量で対応が可能となっていました。が、鶉飼小学校区、滝沢小学校区では、住宅開発等の影響もあり、入所を希望する児童数が増加しています。また、地理的な面から一部の放課後児童クラブに希望が集中する傾向や、施設の面積基準では受入可能でも、職員の確保が困難なため施設定員まで受け入れできない状況も生じています。

このことから、新1年生が全員入所できるよう、運営団体と協議を行い、学区内の放課後児童クラブ間で入所調整することとしています。また、職員の募集については、市広報を活用するなど、職員の確保に努めています。

○基本目標3 子どもが健やかであるための支援

(1) 幼児期の学校教育・保育の一体的提供等の推進策

【施策の方向性】

認定こども園は、子ども・子育て支援新制度では、認可手続きの簡素化等により、新設や幼稚園・保育所からの移行が促進される仕組みとなっています。このような新制度の趣旨を踏まえ、認定こども園の普及に取り組みます。

また、新制度下での利用者負担の設定にあたり、現行の幼稚園等の利用者負担等の状況を考慮して設定するなど、私立幼稚園や認定こども園が新制度に移行しやすい環境づくりに取り組みます。

【主な取組の状況】

- ・認定こども園への移行については、地域の教育・保育ニーズの状況や幼稚園・保育園の意向等を考慮しながら、市の状況も踏まえて総合的に検討を進めていきます。
- ・認定こども園の幼稚園部分（教育部分）の利用者負担の設定については、市内の幼稚園の現行の利用者負担の水準を考慮して設定しました。
- ・教育委員会で実施していた私立幼稚園に関する業務を「児童福祉課」へ移管し、保育園・幼稚園の窓口を一元化して、幼稚園や保育所へ支援する体制を整えました。

(2) 小学校との連携

【施策の方向性】

子どもに対して妊娠・出産期から成長段階に応じて切れ目のない支援を行うためには、就学前の教育・保育施設と小学校、放課後児童クラブとの連携が不可欠です。

本市では、配慮が必要な子どもに関する幼稚園・保育所等と小学校、放課後児童クラブとの情報交換や、認定こども園等と小学校の入学前相互訪問など、就学前・後の関係者の情報交換や連携に取り組み、保幼小連携を推進していきます。

【主な取組の状況】

- ・配慮が必要な子どもに関する幼稚園・保育所等と小学校、放課後児童クラブとの情報交換については、重要な事項と捉えており、関係機関と情報共有しながら仕組みの構築について検討していきます。

(3) 母子保健と医療

【施策の方向性】

少子化、核家族化、地域のつながりの希薄化等により家庭での育児機能は低下し、父母の育児不安や負担が増えてきている中、多様化する母子保健課題に対応し、子どもたちがすこやかに安心して暮らせるよう、妊婦健康診査や妊娠中の保健指導、思春期対策、産婦のメンタルヘルス対策、乳幼児健診など児童虐待防止を視野に入れた母子保健事業を推進します。

また、医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、母体の健康保持、乳幼児の健全な育成を促します。

○対象事業

- ①妊婦保健事業
- ②妊産婦・乳幼児相談指導事業
- ③乳幼児健康診査事業
- ④育児支援事業（子育て広場）
- ⑤療育支援
- ⑥思春期保健事業
- ⑦栄養改善事業
- ⑧特定不妊治療助成事業
- ⑨妊産婦医療費給付事業
- ⑩乳幼児医療費給付事業

【主な取組の状況】

- ・妊婦への早期からの支援、乳幼児期における家庭訪問や健康診査、育児に関する知識の普及啓発により育児不安の軽減を図るなど、子どもが健やかに育つ環境づくりのため、妊産婦・乳幼児相談指導事業、乳幼児健康診査事業、育児支援事業等の母子保健事業を推進しています。
- ・虐待を未然に防ぐため、妊婦のメンタルヘルス対策、虐待のハイリスクとなる妊婦への早期からの支援など、各事業を通して虐待予防を視点に入れた支援を実施しています。
- ・医療費を助成することにより、子育て家庭の経済的負担を軽減し、母体の健康保持、乳幼児の健全な育成を促しています。

特に平成27年度より新規事業として、特定不妊治療（体外受精、顕微授精）を受けた夫婦に対して、経済的な負担を軽減するため、治療費の一部を助成しています。

○基本目標 4 子どもと子育て家庭にやさしい環境づくり

(1) 仕事と子育ての両立の支援

【施策の方向性】

保護者が産休（産前・産後休業）、育休（育児休業）明けに希望に応じて円滑に、認定こども園や幼稚園、保育所を利用できるよう、産休・育休中の保護者に対する情報提供や相談支援を行うとともに、計画的に教育・保育の量の見込みに対する確保の方策を講じます。

これらの取組にあたっては、0歳児の保護者が保育所等への入所時期を考慮して育休取得をためらったり、取得中の育休を途中で切り上げたりする状況があることを踏まえ、育休満了時（原則1歳到達時）からの利用を希望する保護者が、希望時期から質の高い保育を利用できるよう配慮に努めます。

「仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）」の実現については、本市では、「男女共同参画推進計画『たきざわ輝きプラン』」等に基づき、男女がともに仕事と家庭・地域活動などを両立できる環境づくりに取り組んでいます。今後も県や企業等と連携して、長時間労働の是正等の働き方の見直しや、育休や短時間勤務等を取得しやすい職場環境づくりに向けた啓発など、「仕事と生活の調和」の実現に向けた取組の推進に努めます。

【主な取組の状況】

- ・産休、育休明けに希望に応じて円滑に保育施設を利用できるよう、また、育休満了時からの利用希望に対応できるように受け入れ児童数の拡大に取り組めます。
- ・平成27年4月に策定された「たきざわ輝きプラン2～滝沢市男女共同参画計画～」に基づき、男女がともに仕事と家庭などを両立できる環境づくりや「仕事と生活の調和」の実現に向けた啓発活動を行っています。

(2) 児童虐待防止対策等の充実

【施策の方向性】

児童虐待の発生予防と早期発見・対応のためには、地域の関係機関の連携と情報共有が不可欠です。虐待をはじめとした要保護児童問題に関わる関係機関の連携強化を図ります。

健康診査やその未受診者へのフォロー訪問、その他の保健指導、乳幼児全戸訪問事業等の母子保健事業や、地域の医療機関等との連携により、支援を必要とする親子を早期に把握するとともに、特に支援を必要とする場合には、養育支援事業等の適切な支援につなげていきます。

また、児童虐待防止に関する知識の普及・啓発に取り組むとともに、虐待の発生予防や早期発見等のため、民生委員・児童委員、ボランティア等の地域の関係団体との連携強化を図ります。

【主な取組の状況】

- ・「滝沢市児童家庭相談援助ネットワーク会議」を設置し、要保護児童の早期発見のための保育園、小学校などの関係機関等との連携体制の強化や啓発活動を実施しています。
- ・平成26年1月から児童福祉課内に「家庭児童相談室」の窓口を設け、家庭児童相談員が、要保護児童の発生が懸念される家庭や、相談・見守り活動が必要な家庭に対する支援を実施しています。
- ・健康診査事業等では、未受診者へのフォローなど虐待予防を視点に入れた支援を実施するとともに、母子保健担当課と児童福祉課において「養育支援会議」を定例的に開催し、情報共有を図りながら支援を必要とする場合には、養育支援事業を実施しています。

(3) 母子・父子家庭等の自立支援の推進

【施策の方向性】

ひとり親の自立支援については、保育や、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業（ショートステイ）等の地域子育て支援事業の利用に際しての配慮をはじめ、県が策定する「いわて子どもプラン」等も踏まえつつ、自立支援プログラム等による就業支援や、子育て・生活支援、経済的支援等により、総合的な自立支援に取り組めます。

【主な取組の状況】

- ・平成26年1月から母子・父子自立支援員を設置し、ひとり親が就業し、仕事と子育てを両立しながら経済的に自立するとともに、子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、ひとり親家庭への総合的な支援を行っています。

(4) 障がい児療育支援事業の充実

【施策の方向性】

特別な支援が必要な子どもへの支援については、「第4期滝沢市障がい福祉計画」に基づき、学校卒業までの成長段階に応じた療育や保育・教育の推進を図ります。

また、発達段階に応じて切れ目なく保健・医療・福祉、教育等の必要な支援が受けられるよう、関係機関等との連携強化を図ります。

就学前の教育・保育、子育て支援に関しては、認定こども園や幼稚園、保育所等の教育・保育施設での障がい児受け入れを促進するため、職員体制の充実・資質向上や、障がい児保育巡回指導など保育所等訪問支援による受け入れ後のフォロー体制の充実などに取り組めます。あわせて、放課後児童健全育成事業についても障がい児の受け入れや配慮に努めます。

【主な取組の状況】

- 幼児ことばの教室において、ことば等の発達に課題がみられる就学前の児童を対象に適切な指導、助言をすることにより児童の健全な発育を支援しています。
- 巡回指導を希望する障がい児がいる保育所を訪問し、個々の障がい児の状況に応じた保育者への指導、助言を行い、障がい児の健全な成長・発達に向けて支援体制の充実を図っています。
- 複数（2名以上4名以下）の障がい児を受け入れ、これに対応するための職員を新規に雇い入れた放課後児童クラブについては、障がい児の受け入れ体制の促進のため、国加算額の1/4の額を「複数障がい児加算」として市単独で加算しています。